

特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件

○厚生労働省告示第三百十号

薬事法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第八十四号）の施行に伴い、及び診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十一号）の一部を次のように改正し、平成二十七年七月一日から適用する。

平成二十七年六月三十日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

別表Ⅱ区分059(2)を次のように改める。

(2) 人工膝関節用部品

① 人工関節用部品（Ⅰ） 67,200円

② 人工関節用部品（Ⅱ） 216,000円

別表Ⅱ区分144(2)中「②」を「③」に改め、同表区分144(2)①の次に次のように加える。

② MRI対応型 4,500,000円

別表Ⅱ区分146に次のように加える。

(5) 大動脈解離用ステントグラフト（メイン部分） 1,520,000円

(6) 大動脈解離用ステントグラフト（補助部分） 338,000円

特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格調整）の1品目を示すもの

(7) 大動脈解離用ステントグラフト（ベアステント）

878,000円

別表Ⅸ⑤中「の規定による承認」や「又は医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第23条の2の5第1項の規定による承認」及び「薬事法承認番号」を「承認番号」と改める。

別表Ⅸ⑤の表を次のように改める。

<p>040 人工腎臓用特定保険医療材料（回路を含む。）</p> <p>(4) 持続緩徐式血液ろ過器</p> <p>② 特殊型</p> <p>(承認番号)</p> <p>22500BZX00401000</p>	<p>平成26年7月1日から 平成28年3月31日まで</p>	<p>28,500円</p>
<p>090 人工内耳用材料</p> <p>(2) 人工内耳用音声信号処理装置</p> <p>② 残存聴力活用型</p> <p>(承認番号)</p> <p>22500BZI00020000</p>	<p>平成26年7月1日から 平成28年3月31日まで</p>	
<p>112 ペースメーカー</p>	<p>平成26年4月1日から</p>	<p>1,750,000円</p>

特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件

<p>(8) トリプルチャンバ（Ⅱ型）                  ② MR I 対応型                  (承認番号)                  22500BZX00368000</p>	<p>平成27年12月31日まで</p>	
<p>117 植込型除細動器                  (2) 植込型除細動器（Ⅲ型）                  ② MR I 対応型                  (承認番号)                  22500BZX00292000                  22500BZX00294000</p>	<p>平成26年4月1日から                  平成27年9月30日まで</p>	<p>3,320,000円</p>
<p>117 植込型除細動器                  (4) 植込型除細動器（V型）                  ② MR I 対応型                  (承認番号)                  22500BZX00292000                  22500BZX00294000</p>	<p>平成26年4月1日から                  平成27年9月30日まで</p>	<p>3,380,000円</p>

特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件

<p>130 心臓手術用カテーテル</p> <p>(1) 経皮的冠動脈形成術用カテーテル</p> <p>⑥ 再狭窄抑制型</p> <p>(承認番号)</p> <p>22500BZX00322000</p>	<p>平成26年4月1日から 平成27年12月31日まで</p>	<p>178,000円</p>
<p>133 血管内手術用カテーテル</p> <p>(9) 血栓除去用カテーテル</p> <p>④ 脳血栓除去用</p> <p>ウ 自己拡張型</p> <p>(承認番号)</p> <p>22500BZX00543000</p> <p>22600BZX00166000</p>	<p>平成26年7月1日から 平成28年3月31日まで</p>	<p>379,000円</p>
<p>144 両室ペーシング機能付き植込型除細動器</p> <p>(1) 単極又は双極用</p> <p>② MR I 対応型</p> <p>(承認番号)</p>	<p>平成26年4月1日から 平成27年9月30日まで</p>	<p>4,530,000円</p>

特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の1品を対正する件

22500BZX00293000		
<p>144 両室ペーシング機能付き植込型除細動器</p> <p>(1) 単極又は双極用</p> <p>③ 自動調整機能付き</p> <p>(承認番号)</p> <p>22500BZX00320000</p>	<p>平成26年4月1日から</p> <p>平成27年12月31日まで</p>	4,530,000円
<p>144 両室ペーシング機能付き植込型除細動器</p> <p>(2) 4極用</p> <p>② MR I 対応型</p> <p>(承認番号)</p> <p>22700BZX00072000</p>	<p>平成27年7月1日から</p> <p>平成28年3月31日まで</p>	4,610,000円
<p>144 両室ペーシング機能付き植込型除細動器</p> <p>(2) 4極用</p> <p>③ 自動調整機能付き</p> <p>(承認番号)</p> <p>22500BZX00402000</p>	<p>平成26年4月1日から</p> <p>平成27年12月31日まで</p>	4,730,000円

特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件

<p>146 大動脈用ステントグラフト          (5) 大動脈解離用ステントグラフト（メイン部分）          (承認番号)          22600BZX00454000</p>	<p>平成27年7月1日から          平成28年3月31日まで</p>	<p>1,520,000円</p>
<p>146 大動脈用ステントグラフト          (6) 大動脈解離用ステントグラフト（補助部分）          (承認番号)          22600BZX00454000</p>	<p>平成27年7月1日から          平成28年3月31日まで</p>	<p>338,000円</p>
<p>146 大動脈用ステントグラフト          (7) 大動脈解離用ステントグラフト（ベアステント）          (承認番号)          22600BZX00454000</p>	<p>平成27年7月1日から          平成28年3月31日まで</p>	<p>878,000円</p>
<p>148 カプセル型内視鏡          (2) 大腸用          (承認番号)          22500BZX00310000</p>	<p>平成26年4月1日から          平成27年12月31日まで</p>	<p>85,400円</p>

特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件

182 バルーン拡張型人工生体弁セット (承認番号) 22500BZX00270000	平成26年4月1日から 平成27年9月30日まで	4,650,000円
185 オープン型ステントグラフト (承認番号) 22600BZX00033000	平成26年7月1日から 平成28年3月31日まで	1,140,000円